☆☆ 新型コロナウイルス感染症ニュース 第 35 号 2020.9.28 ☆☆

日ごとの秋の深まりを感じる今日この頃、会員の先生方におかれましては日々の診療まことにお疲れ様でございます。

さて、唾液 PCR 検査は、厚生労働科学研究（研究代表者：加藤康幸国際医療福祉大学成田病院感染症科部長）で、発症から 9 日以内の症例で従来の鼻咽頭ぬぐい液を用いた検査結果との高い一致率（鼻咽頭ぬぐい液陽性の患者の唾液検体を用いて検査した結果 85～93%前後で陽性）が認められたことと、検体採取による医療従事者の感染リスク軽減にもつながるため全国的に期待されております。先日行われました「集合契約に基づくＰＣＲ検査講習会」でも会員の先生方の関心の高さがうかがえました。

今号では PCR 検査を行政検査として実施した場合の保険請求方法等について説明いたします。

医師会 HP での講習会視聴方法について

9 月 17 日施行の講習会を含め今後の講習会の動画配信視聴方法です。

『仙台市医師会 HP のトップページ右上『→医師会会員の方』をクリック。左側の「医師会会員向け情報」項目中、『仙台市医師会 TUBE』をクリックすると ID とパスワード※が求められます。入力後、研修会名のタイトルが表示されたページに移動します。当日配布資料等も同じ場所に掲載しています。』

※ID・パスワードは事務局にメール等でお問い合わせください。 （総務部;綿谷秀弥）

「新型コロナウイルス感染症に関するワークショップ」開催について

次の日程で表題ワークショップを開催いたします。詳細は後日改めてお知らせいたします。

日時：**令和2年10月27日(火) 19時～** 会場：**仙台市医師会館2階ホール(定員は90名ほど)**

※当日はオンライン中継を行い、後日改めて仙台市医師会HPに動画をアップいたします。

（総務部;菊地 徹）

新型コロナウイルス感染症に PCR 検査の行政検査に係る保険請求方法等について

1） 取扱い検体

PCR 検査（LAMP 法含む）：鼻咽頭ぬぐい液もしくは唾液

唾液の場合は発熱等の症状発症から 9 日以内の者（10 日以降は唾液内ウイルス量が減少するため）

2） 感染予防策の実施

唾液を用いた PCR 検査のみを実施する医療機関は COVID－19 を疑う患者とそれ以外の患者が接触しないように可能な限り動線を分け、少なくとも診察室は分けることが推奨されています。また、適切な感染対策（標準予防策に加えて、飛沫予防策と接触予防策）が講じられていることが必要です。

咽頭ぬぐい液 PCR 検査の場合は飛沫感染防止のためサージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、ガウン、手袋が必要ですが唾液 PCR 検査はサージカルマスク、手袋で対応可能です。

3） PCR 検査の算定点数

検体採取を行った保険険医療機関以外の施設へ検査を委託して実施した場合は、「SARS コロナウイルス核酸検出」（以下、検査料）1800 点を算定できます。自院内において検査まで完結した場合は 1350 点となります。鼻腔・咽頭ぬぐい液採取は 5 点加算になりますが、唾液採取では点数加算はありません。

更に本検査料に加え患者一回に限り「微生物学的検査判断料」（以下、判断料）150 点が算定可能です。

4） 行政検査としての公費負担分

新型コロナウイルスを疑い唾液採取して PCR 検査を委託した場合は、本検査料 1800 点と判断料の 150 点が公費負担分の対象です。その他、初診料、再診料、院内トリアージ実施料（300 点）は保険適応となりますので、患者さんに一部負担金が発生します。本検査が必要と判断した医学的根拠を診療情報明細書の摘要欄に記載する必要があります。

5） **診療報酬請求の留意点**

① 委託集合契約を締結した場合は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査報告が求められておりますが、仙台市では準備中であり、現状ではFAX 等による報告が必要な状況です。

② 宮城県医師会健康センター（検査会社等）へ検査を委託して実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、宮城県医師会健康センター（検査を実施した検査会社等の施設名）を記載してください。

③ 「新型コロナウイルス PCR 検査」は包括除外になっています。PCR 検査をした場合は「SARS コロナウイルス核酸検出」と「微生物学的検査判断料」が算定できます。
小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料または在宅がん医療総合診療料は本来であれば検査料が包括等になり算定できません。しかし、臨時的な取り扱いとして「新型コロナウイルス PCR 検査」を実施した場合、検査料と判断料が算定できます。 PCR 検査以外の算定項目は通常通り診療報酬明細書として提出します。PCR 検査はオンライン請求では対応できず、この場合は紙レセプトでの請求が必要になります。その際は下記のア~エを摘要欄に記載してください。

ア　検査を実施した日時（2020 年××月△△日○○時）
イ　検査実施の理由
ウ　本検査が必要と判断した医学的根拠
エ　当該患者が算定する医学管理料

【ＰＣＲ検査をした場合の紙レセプトで請求する際の摘要欄記載例】

（60）	ＳＡＲＳコロナウイルス核酸検出	1800×1
	微生物学的検査診断料	150×1
	宮城県医師会健康センター 2020 年××月△△日○○時 咳・発熱（検査実施理由と医学的根拠は同じ） 生活習慣病管理料１ （イ）脂質異常症を主病とする場合	

6） **診療報酬の請求方法**

PCR 検査の請求方法は通常の公費における請求となります。仙台市の医療機関では公費負担者番号は「28041507」、公費負担医療の受給者番号は「9999996」となります。（保険部;大浦敏博）

HER-SYS の運用について

これまで本ニュース 34 号などで HER-SYS の運用について、「仙台市では現在準備中であり、近日中に各医療機関にアクセス方法等の通知を行う予定」などとお知らせしておりましたが、運用方法について厚生労働省で見直しがなされており、現状では運用時期がさらに延期となっております。しばらくは現状の FAX 等を用いた報告が継続となります。（総務部;福壽岳雄）

ニュース部より（ 35号担当、大和一美 ）

刻々とかわるコロナ情勢とメディアの影響を受けて流動する患者の新型コロナウイルスへの認識に対応する為に、普段の診療に負担がかかっている先生も多いかと存じ上げます。今回の唾液の PCR 検査が普及することによって、感染拡大の防止や患者への安心感につながり地域医療が安定することを期待しています。インフルエンザの同時流行も懸念されており、先生方の診療の一助となれますよう情報を発信してきたいと思います。

仙台市医師会へのご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。

FAX：022-267-5193　　メール：sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp